

地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

(通則)

第1条 地域少子化対策重点推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び「こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則」（令和5年内閣府令第41号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 交付金は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、結婚、妊娠・出産、子育ての「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組について、これまでの都道府県及び市町村の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、都道府県及び市町村が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 こども家庭庁長官は、都道府県が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「総事業費」という。）のうち、交付金の交付の対象としてこども家庭庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 地域少子化対策重点推進事業

- ア 別紙「地域少子化対策重点推進交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）の別記1により都道府県が行う事業（以下「別記1の都道府県事業」という。）
- イ 実施要領の別記1により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「別記1の市町村事業」という。）

(2) 結婚新生活支援事業

- ア 実施要領の別記2により都道府県が行う事業（以下「別記2の都道府県事業」という。）
- イ 実施要領の別記2により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「別記2の市町村事業」という。）

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は、別添表1及び表2のとおりとする。

3 交付金の額は、次のとおりとする。

(1) 都道府県事業に対する交付金の額は、次のア及びイにより算出したものを合算した額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

ア 別記 1 の都道府県事業に対する交付金の額は、別添表 1 の第 1 欄に定める都道府県事業区分で、次に掲げるものを比較して少ない方の額とする。

(ア) 第 2 欄に定める基準額

(イ) 第 3 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄の補助率を乗じて得たものを合算した額

イ 別記 2 の都道府県事業に対する交付金の額は、別添表 2 で、次に掲げるものを比較して少ない方の額とする。

(ア) 第 1 欄に定める基準額

(イ) 第 2 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 3 欄の補助率を乗じて得た額

(2) 市町村事業に対する交付金の額は、市町村ごとに次のア及びイにより算出したものを合算した額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）について、これらを合算した額とする。

ア 別記 1 の市町村事業に対する交付金の額は、別添表 1 の第 1 欄に定める市町村事業区分で、次に掲げるものを比較して少ない方の額とする。

(ア) 第 2 欄に定める基準額

(イ) 第 3 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄の補助率を乗じて得たものを合算した額

イ 別記 2 の市町村事業に対する交付金の額は、別添表 2 で、次に掲げるものを比較して少ない方の額とする。

(ア) 第 1 欄に定める基準額

(イ) 第 2 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 3 欄の補助率を乗じて得た額

(申請手続)

第 4 条 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、別途定める日までに、別紙様式第 1 による交付申請書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、「消費税法」（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に「地方税法」（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合算額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等

仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 こども家庭庁長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、別紙様式第3による交付申請取下書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 都道府県知事は、補助事業のうち、別記1の都道府県事業及び別記1の市町村事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、こども家庭庁長官に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、補助事業のうち、別記1の都道府県事業及び別記1の市町村事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第8条 都道府県知事は、交付決定後に申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書をこども家庭庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 都道府県知事は、補助事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第5による中止（廃止）承認申請書をこども家庭庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第 10 条 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第 6 による事業遅延報告書により速やかにこども家庭庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 都道府県知事は、補助事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかに別紙様式第 7 による事業状況報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 都道府県知事は、補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日（第 9 条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、別紙様式第 8 による事業実績報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 13 条 こども家庭庁長官は、前条の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、別紙様式第 9 による額の確定通知書により都道府県知事に通知する。

2 こども家庭庁長官は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 14 条 都道府県知事は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第 10 により速やかにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第 15 条 交付金は、第 13 条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、真に必要ながあると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第 11 による概算払請求書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、「予算決算及び会計令」(昭和 22 年勅令第 165 号)第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 こども家庭庁長官は、第 9 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づくこども家庭庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 こども家庭庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 こども家庭庁長官は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 17 条 都道府県知事は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち適正化令第 13 条第 4 号の規定により、こども家庭庁長官が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、こども家庭庁長官が定める期間とする。

3 都道府県知事は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第 19 条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第 20 条 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上額を明らかにする別紙様式第 12 による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第 21 条 都道府県知事は、市町村の長に交付金を交付するときは、第 7 条から第 20 条（第 13 条及び第 15 条を除く。）までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(別添表 1)

補助対象経費の区分及び補助率

○地域少子化対策重点推進事業（令和 7 年度予算）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	3,000 万円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3 / 4 (注 1、2) 2 / 3 (注 3) 1 / 2 (注 4)
市町村事業	政令指定都市 1 市につき 1,500 万円 上記以外の市町村 1 市町村につき 1,000 万円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3 / 4 (注 1) 2 / 3 (注 3) 1 / 2 (注 4)

注 1：実施要領別記 1 第 2 の 1 (2) に該当するもの。

注 2：実施要領別記 1 第 2 の 2 に該当するもの。

注 3：実施要領別記 1 第 2 の 1 (1) 及び 3 (2) に該当するもの。

注 4：実施要領別記 1 第 2 の 3 (1) に該当するもの。

○地域少子化対策重点推進事業（令和6年度予算）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	2 億 1,000 万円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3 / 4 (注 1、2) 2 / 3 (注 3) 1 / 2 (注 4)
市町村事業	政令指定都市 1 市につき 1 億 500 万円 上記以外の市町村 1 市町村につき 7,000 万円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3 / 4 (注 1) 2 / 3 (注 3) 1 / 2 (注 4)

注 1：実施要領別記 1 第 2 の 1（2）に該当するもの。

注 2：実施要領別記 1 第 2 の 2 に該当するもの。

注 3：実施要領別記 1 第 2 の 1（1）及び 3（2）に該当するもの。

注 4：実施要領別記 1 第 2 の 3（1）に該当するもの。

(別添表 2)

補助対象経費の区分及び補助率

○結婚新生活支援事業（一般コース）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 夫婦共に婚姻日における 年齢が 29 歳以下の世帯 (一世帯当たり) 30 万円 (2) 上記 (1) 以外の世帯 (一世帯当たり) 15 万円 (3) 実施要領別記 2 に定める 対象となる世帯イに対す る補助額 (1) ~ (3) の合算額	結婚新生活支援事業の実施に必要な 扶助費、補助金及び交付金	1 / 2

○結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 夫婦共に婚姻日における 年齢が 29 歳以下の世帯 (一世帯当たり) 40 万円 (2) 上記 (1) 以外の世帯 (一世帯当たり) 20 万円 (3) 実施要領別記 2 に定める 対象となる世帯イに対す る補助額 (1) ~ (3) の合算額	結婚新生活支援事業の実施に必要な 扶助費、補助金及び交付金	2 / 3

地域少子化対策重点推進交付金実施要領

1 趣旨

少子化の進行は、結婚、妊娠・出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、高齢化の進行と相まった人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く影響し、経済社会の持続可能性を危うくするという点で、大きな社会的課題となっている。

地域少子化対策重点推進交付金（以下「本交付金」という。）は、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、自治体が行う少子化対策の取組を支援するものである。若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、地域の実情・課題に応じて自治体を実施する取組を重点的に支援することで、地域における少子化対策の推進に資するものとする。

2 事業構成及び事業内容

地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、自治体を実施する別記1に掲げる各事業メニューのいずれかの項目に該当する事業を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体が、新規に婚姻した世帯を対象に行う別記2に掲げる結婚新生活支援事業を支援することとする。また、自治体の本交付金の交付の対象となる事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、地域の実情・課題に応じた少子化対策を行うものとする。

本事業の実施に当たっては、「こども大綱」及び「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）の趣旨を踏まえた対応を行うこととする。また、自治体における少子化対策全体の中において、その事業がどういった位置付けにあるかを明らかにし、効果検証のためのKPI（重要業績評価指標）を設定することが求められる。

3 実施方法

本交付金は、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

（1）別記1の事業

ア 本事業の実施に先立ち、都道府県は、実施計画を策定し、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）は、都道府県が提示する手順に沿って実施計画を策定するものとする。

実施計画には、「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）別紙様式第1により、（ア）個別事業名、（イ）所要見込額、（ウ）実施期間、（エ）自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け、（オ）個別事業の内容、（カ）少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、（キ）参考指標、（ク）個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果

目標、(ケ) その他必要事項を記載すること。

なお、自治体は、実施計画の策定に当たって、経済団体、自治会連合会等住民を代表する者など、幅広い関係者の意見に配慮するものとする。

注) (カ) 「少子化対策全体の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標」には、本交付金の EBPM のアウトカム指標も踏まえ、自治体の少子化対策全体の KPI 及び定量的成果目標を、達成予定時期を含め記載すること。

(キ) 「参考指標」には、自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

(ク) 「個別事業の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標」には、本交付金の EBPM のアウトカム指標及び自治体における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業の KPI 及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した KPI を踏まえた KPI を設定すること。

イ 都道府県は、自ら策定した実施計画及び当該都道府県内の市町村が策定した実施計画をこども家庭庁に提出し、実施計画の内容及び事業実施についてこども家庭庁と協議すること。また、協議を経た実施計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

ウ こども家庭庁は、自治体の策定した実施計画の承認に当たり、あらかじめ当該個別事業について、国の EBPM も踏まえ、実施計画が地域の実情・課題に対応して高い効果が見込まれるものとなっているか、結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組に当たっては、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」(平成 29 年 12 月 26 日内閣府子ども・子育て本部統括官決定) 及び「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」(令和 3 年 3 月 25 日内閣府子ども・子育て本部参事官(少子化対策担当)決定) の内容に沿ったものとなっているか等に関し、十分に精査するとともに、必要に応じて外部有識者の審査を経るものとする。

エ 自治体は、必要がある場合には、こども家庭庁と協議の上、実施計画を変更することができる。この場合、変更後の実施計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

オ 本事業の実施に当たり、自治体は、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

(2) 別記 2 の事業

ア 本事業の実施に先立ち、都道府県は、実施計画を策定し、市町村は、都道府県が提示する手順に沿って実施計画を策定するものとする。

実施計画には、交付要綱別紙様式第 1 により、(ア) 個別事業名、(イ) 所要見込額、(ウ) 実施期間、(エ) 自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別

事業の位置付け、(オ) 個別事業の内容、(カ) 少子化対策全体の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標、(キ) 参考指標、(ク) 個別事業の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標、(ケ) その他必要事項を記載すること。

注) (カ)「少子化対策全体の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標」には、本交付金の EBPM のアウトカム指標も踏まえ、自治体の少子化対策全体の KPI 及び定量的成果目標を、達成予定時期を含め記載すること。

(キ)「参考指標」には、自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

(ク)「個別事業の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標」には、本交付金の EBPM のアウトカム指標及び自治体における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業の KPI 及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した KPI を踏まえた KPI を設定すること。

イ 都道府県は、自ら策定した実施計画及び当該都道府県内の市町村が策定した実施計画をこども家庭庁に提出し、実施計画の内容及び事業実施についてこども家庭庁と協議すること。また、協議を経た実施計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

ウ 自治体は、必要がある場合には、こども家庭庁と協議の上、実施計画を変更することができる。この場合、変更後の実施計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

エ 本事業の実施に当たり、自治体は、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

4 実施主体

(1) 別記 1 の事業

ア 実施主体は、自治体とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

イ 自治体は、地域の実情・課題に応じ、当該自治体が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。

この場合において、事業の実施主体はあくまでも自治体であることから、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。その際、結婚等は個人の自由な意思に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりする内容になっていないかなど、事業が「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」の内容に沿ったものとなっているか留意すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

ウ 自治体は、地域の実情・課題や今後の取組体制の構築等を勘案し、特段の事情がある場合には、補助事業（助成金、奨励金その他の金銭を給付する事業を含む。以下同じ。）により実施することができる。その際には、補助事業により実施する必要性につき、実施計画に記載すること。また、6（1）オの規定を準用すること。

（2）別記2の事業

実施主体は、自治体とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

5 事業実施期間

本事業は、交付決定年度末までに事業を完了することとする。

ただし、本事業の翌年度への繰越しが認められた場合は、翌年度末までに完了することとする。

6 事業実施に当たっての留意点

（1）別記1の事業

ア 本事業の実施に当たっては、「こども大綱」及び「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえるほか、下記（ア）の基本的な考え方に十分留意するとともに、取組に応じて、下記（イ）又は（ウ）にそれぞれ十分留意すること。

（ア）基本的な考え方

- a. 性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように、男女共同参画担当部局など関係部局と広く連携するほか、必要に応じて有識者の助言を得るなどの措置を行うこと。
- b. 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- c. 結婚を希望する者が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。
- d. 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。
- e. 本事業の実施に当たり、個人情報を取得する場合には、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、その他関係法令を遵守し、取扱いには十分に注意すること。

（イ）自治体に取り組む場合のその他の留意点

- a. 企業・団体・学校等やその従業員等への特定の価値観の押し付けとならないよう留意すること。
- b. 企業・団体・学校等の取組は、取り組まないことも含めて、あくまでも自主的な判断によるものであって、取り組むか否かによって企業・団体・学校等が不利益を被ることがないことを明示すること。

- c. 取組に当たって留意すべき点について、自治体の担当者向けに定期的に研修等を実施するなど、その周知の徹底を図ること。
- d. その他、事業内容に応じてこども家庭庁が提示する留意点を踏まえて実施すること。

(ウ) 企業・団体・学校等が取り組む場合のその他の留意点

- a. 企業の実情（立地、男女比、職場環境等）は多様であり、企業が支援に取り組むに当たっては、「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎む前提で、自社において実施可能な範囲を判断する必要があること。
- b. 取組に当たって留意すべき点について、企業・団体・学校等の担当者向けに定期的に研修等を実施するなど、その周知の徹底を図ること。
- c. 社内に設けられたセクシュアルハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ること。
- d. 取組に当たっては、企業が進めているダイバーシティ（多様性）経営と相まって進めていくことが重要であること。
- e. その他、事業内容に応じてこども家庭庁が提示する留意点を踏まえて実施すること。

イ 事業の実施計画の策定に当たっては、交付決定年度終了時点で、各自治体において少子化対策全体の効果検証を行うことを見据え、本事業終了後も引き続き実施できるよう、他の結婚支援等の少子化対策に関する制度や予算の活用等も視野に入れ、長期的展望に立った検討を行うこと。

ウ 民間で類似の事業を行っている場合には、当該事業との連携を図るなど、民業圧迫とならないように留意すること。

エ 所要額の算定に当たっては、こども家庭庁が別に定める費用の範囲内で自治体の財務規則等に定める謝金等の単価を使用するとともに、財務規則等に単価の定めのない費用を算定する場合には、複数の者から見積書を徴する、標準価格を調査するなどにより、適正に所要額を算定すること。

オ 本事業の対象経費についての留意点（事業内容に応じてこども家庭庁が提示する留意点を除く。）は、下記のとおりである。

(ア) 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とするが、この事業が交付決定年度末までの事業であること等に鑑み、職員の人件費（事業に伴う会計年度任用職員の人件費を除く。）は、対象としないこと。

なお、翌年度への繰越しが認められた場合は、翌年度末までの事業となる。

(イ) (ア)と同様の理由から、備品購入は真に必要と認められる場合のみ対象とし、事業の実施に当たって備品を活用する際は、まず、リース・レンタル等、購入によらない方法を検討すること。

(ウ) 施設整備に要する経費は、対象としないこと。

(エ) 個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は、対象としないこと。

(オ) 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業に要する経費は、対象としないこと。

(2) 別記 2 の事業

本事業の対象経費についての留意点（事業内容に応じてこども家庭庁が提示する留意点を除く。）は、下記のとおりである。

ア 対象経費は、事業の実施により、新規に婚姻した世帯に対し直接給付した経費とし、事業を実施する関係行政機関の人件費等は、対象としないこと。

イ 「結婚祝い金」等の使途を限定しない給付は、対象としないこと。

ウ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業に要する経費は、対象としないこと。

7 事業の検査等

(1) こども家庭庁長官は、事業の適正を期するため必要があるときは、自治体に報告を求め、又はこども家庭庁職員に事業現場に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) こども家庭庁長官は、(1)の調査により、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、自治体に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を行うことを命ずることができる。

8 事業の事後評価

本事業の事後評価については、別に定める様式により、事業の実施主体である自治体を作成する。

なお、都道府県知事からこども家庭庁長官への報告期限については、別に定める。

9 事業の中止

本事業が下記のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

(1) 7 (2) の規定により事業の中止を命ぜられた場合

(2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合

(3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合

(4) その他適切と認められない場合

別記1 地域少子化対策重点推進事業

第1 事業構成

地域少子化対策重点推進事業の構成は、次のとおりとする。

1 ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

(1) 一般メニュー

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

イ 若い世代の描くライフデザイン支援

ウ 結婚支援事業者との官民連携型結婚支援

エ AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携

オ 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

2 結婚支援コンシェルジュ事業

3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

(1) 一般メニュー

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

イ 地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成

ウ 育児休業取得と家事・育児分担の促進

エ 子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進

オ ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

第2 事業内容

1 ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

(1) 一般メニュー

ア 地域における結婚支援の中心的役割を果たす施設（以下「結婚支援センター」という。）の開設・運営、結婚支援センターにおけるマッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組

イ 各地域において結婚支援を行うボランティア等（マリッジサポーター等）の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組

ウ 出会いの機会・場の提供によって、結婚を希望する者の新たなマッチングの可能性を創出するための取組

エ その他、各地域において、若い世代の描くライフデザインの実現や、結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組（重点メニューに該当するものを除く。）

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

複数の自治体の連携により、総合的なライフデザイン・結婚支援を広域的に実施する取組のうち、下記の要件を満たすもの。

- (ア) 複数の自治体により構成されるライフデザイン・結婚支援その他の少子化対策に関して地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という。）を設けること。

なお、協議会等を設けるに当たり、既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。

- (イ) 協議会等を構成する自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口に設置するのみの取組などは「実質的な協働」があるとは認められない。

イ 若い世代の描くライフデザイン支援

将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報（結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）を習得するセミナーやワークショップを実施したり、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換などを通じて結婚・子育てに対する理解を深めたりすること等により、若い世代が希望を持ってライフデザインを描けるように支援する取組

ウ 結婚支援事業者との官民連携型結婚支援

結婚支援の専門的な知見を持つ民間の結婚支援事業者（結婚相談所、仲人、マッチングアプリ等）と自治体が連携することにより、相互の利点を活かして結婚を希望する若い世代のニーズを踏まえた結婚支援を推進する取組のうち、下記の要件を満たすもの。

- (ア) 連携する結婚支援事業者について、例えば第三者機関の認証を受けている等により、利用者の安全が十分に確保されていることを確認すること。

エ AI を始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携

自治体の結婚支援センターなどで使用するマッチングシステムについて、利用者のマッチングの可能性を高めるため、AI の活用等によって機能の高度化を図る取組や、他の自治体のマッチングシステムと連携する取組

オ 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」（令和6年3月こども家庭庁）又は自治体独自の育成プログラムに沿った研修等により、結婚支援ボランティア等を計画的に育成する取組や、結婚を希望する者のニーズに応えるため、結婚支援ボ

ランティア・事業者等による切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組

2 結婚支援コンシェルジュ事業

都道府県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、下記を実施することにより、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化する取組

- (1) 管内自治体、結婚支援センター、企業・団体・学校等への訪問及び現状把握
- (2) 管内自治体等の関係先が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力
- (3) 管内自治体等の関係先との情報共有
- (4) 結婚支援事業を未実施の管内自治体への働きかけ
- (5) その他、自治体の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化するために必要と認められる業務

3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

(1) 一般メニュー

各地域において、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組（重点メニューに該当するものを除く。）

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

複数の自治体の連携により、総合的な結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成を広域的に実施する取組のうち、要件（第2の1（2）アの要件を準用する。）を満たすもの。

イ 地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成

社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成を図るため、結婚を希望する者や子育て世帯に対する応援を、多様な主体を巻き込みながら実施する取組

ウ 育児休業取得と家事・育児分担の促進

育児休業を取得しやすい環境の整備と、夫婦の家事・育児分担を促進するため、企業や当事者に対する気運醸成や意識改革等を図る取組

エ 子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進

ワーク・ライフ・バランス等の観点から、子育てと仕事の両立、多様な働き方を可能とする業務・経営改革などを促進する取組や、これらを希望する者と推進して

いる企業のマッチングを図る取組

オ ICT 活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

地域の実情・課題に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組や、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組などの少子化対策について、その影響や効果を再点検し、翌年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組

別記2 結婚新生活支援事業

第1 事業構成

結婚新生活支援事業の構成は、次のとおりとする。

- 1 結婚新生活支援事業（一般コース）
- 2 結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

第2 事業内容

1 結婚新生活支援事業（一般コース）

新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に関する支援

（1）対象となる費用

ア 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用であって、それぞれ下記の要件を満たすもの。

（ア）婚姻に伴う住宅取得費用

- a. 自治体への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、取得した住宅の住所となっていること。
- b. 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）より前に取得した住宅にあつては、婚姻を機として取得した住宅であつて、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。

（イ）婚姻に伴う住宅リフォーム費用

- a. 自治体への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、リフォームした住宅の住所となっていること。
- b. 工事請負契約書、請書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日より前にリフォームした住宅にあつては、婚姻を機としてリフォームした住宅であつて、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- e. 婚姻を機に住宅をリフォームした際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。

ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する

る工事費用については、対象としない。

(ウ) 婚姻に伴う住宅賃借費用

- a. 自治体への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、賃借した住宅の住所となっていること。
- b. 賃貸借契約書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- e. 婚姻を機に住宅を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。

ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、対象となる費用から当該住宅手当に相当する額を控除する。

イ 婚姻に伴う引越費用であって、下記の要件を満たすもの。

- (ア) 自治体への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、引越後の住宅の住所となっていること。
- (イ) 交付決定年度4月1日から自治体の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- (ウ) 婚姻日より前の引越にあっては、婚姻を機とした引越であって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- (エ) 婚姻を機に引越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等への支払いに関する実費であること。

(2) 対象となる世帯

ア 新規に婚姻した世帯（交付決定年度の前年度1月1日以降で、結婚新生活支援事業を実施する自治体が定める日から当該自治体の事業終了日までの間に、婚姻届を提出した又は受理された夫婦をいう。以下同じ。）であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ下記（イ）により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。

ただし、夫婦の双方又は一方が、過去に結婚新生活支援事業による補助を受給したことがある場合（他の自治体で補助を受給したことがある場合を含む。）は、補助の対象としない。

(ア) 新規に婚姻した世帯及び夫婦の婚姻日における年齢の確認方法

新規に婚姻した世帯から申請を受けた自治体は、戸籍抄本、婚姻届受理証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により、新規に婚姻した世帯に該当するか否か及び夫婦の婚姻日における年齢を確認すること。

(イ) 世帯の所得の算出方法

世帯の所得は、合計所得金額を明らかにすることができる自治体の証明書等をもとに、新規に婚姻した世帯から申請を受けた自治体が定める年の夫婦の合計所得金額を合算した額とする。

ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の合計所得金額を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

イ 交付決定年度の前年度に結婚新生活支援事業による補助の決定を受けた世帯（他の自治体で補助の決定を受けた世帯を除く。）であって、その受給額が、当該補助を決定した自治体が定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。

(3) 世帯への補助上限額

ア (2) アに規定する世帯

1世帯当たりの補助額（分割して補助をする場合は、事業実施期間内の補助額の合算）

(ア) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

(イ) 上記以外の世帯 30万円

イ (2) イに規定する世帯

当該補助を給付した自治体が交付決定年度の前年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から交付決定年度の前年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

2 結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

一般コースの規定を準用する。

第3 実施要件

都道府県主導型市町村連携コースは、下記（1）から（5）までの内容を全て満たす都道府県における（3）に規定する連携自治体が実施できるものとし、これに該当しない場合は、一般コースとする。

（1）都道府県が、結婚新生活支援事業を実施する市町村の面的な拡大方策を策定すること。

（2）別記1第2の1（2）ア（ア）に規定する協議会等を設け、原則、管内全自治体に参加すること。また、都道府県においては、少子化対策担当部局に加え、産業労働担当部局（賃上げ、三位一体の労働市場改革、共働き・共育てなどの取組を所管する部局）が参加すること。

- (3) 都道府県が、地域少子化対策重点推進事業（重点メニュー及び結婚支援コンシェルジュ事業に限る。）の中から2つ以上の取組を実施し、結婚新生活支援事業を実施する市町村と連携すること。
- (4) 都道府県が、(3)に規定する連携自治体の協力の下、結婚新生活支援事業の認知度向上のための広報を実施すること。
- (5) こども家庭庁が実施する事業の実施状況に関する調査等（フォローアップ）に協力すること。

第4 実施留意点

- (1) 自治体は、結婚新生活支援事業の実施に必要な事項に関する要綱を策定すること。
また、受給者に対してアンケート協力を依頼すること。
- (2) 対象となる費用、世帯及び補助上限額は、自治体が独自に追加又は限定することができるものとする。
ただし、追加することに要する経費は、本交付金の対象としない。
- (3) 新規に婚姻した世帯のうち、やむを得ない事由により要件の一部を満たさない世帯は、こども家庭庁と協議の上、対象とすることができるものとする。

別紙様式第 1

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

交付申請額	金	円
うち	金	円
	金	円
うち 都道府県事業	金	円
うち	金	円
	金	円
市町村事業	金	円
うち	金	円
	金	円

添付書類

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金所要額調（様式 1－1）
- (2) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画総括表（様式 1－2）
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票（様式 2）
- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

地域少子化対策重点推進交付金(年度実施事業)所要額調

都道府県名

[illegible]

(注) 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額の予定額を記入すること。
2 E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。
3 F欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
4 G欄には、E欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。都道府県又は市町村ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
5 「備考」欄には、結婚新生活支援事業を実施する際には新規世帯見込数(年齢別内訳)、継続補助世帯見込数及び継続補助の対象経費を記入し、変更交付申請の際には当該変更部分が分かる字句を記載すること。
6 金額がない場合には「0」を記入すること。

実施自治体			個票番号	予算区分	事業一覧				補助率	所要見込額(円)		
自治体名		区分			事業メニュー	区分	関連事業メニュー	個別事業名		総事業費	寄付金その他の収入予定額	対象経費支出予定額

(注) 1 都道府県事業及び市町村事業について全て記入すること。
2 「事業一覧」の個別事業名欄には、各事業の実施計画書に記入した個別事業名を記入すること。

地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書個票

自治体名

本事業の担当部局名

事業メニュー	
区分	
関連事業メニュー	
個別事業名	新規／継続 (一般財源での 実施も含む)
実施期間	～ 事業開始年度
総事業費(A)(円)	寄付金その他の収入予定額(B)(円) 差引額(A-B)(円)
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	
費用内訳 (円)	
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け	<自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 <本個別事業の位置付け>
個別事業の内容	

[illegible]

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

地域少子化対策重点推進交付金交付決定通知書

年 月 日付け 番 号で申請のあった地域少子化対策重点推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日付け 番 号こども家庭庁長官通知の別紙「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第 3 条に定める事業であり、その内容は 年 月 日付け 番 号 申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費、経費の配分及びこれらに対応する交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交付決定額	金	円
うち	金	円
	金	円
うち都道府県事業	金	円
うち	金	円
	金	円
市町村事業	金	円
うち	金	円
	金	円

- 3 交付金の額の確定は、交付要綱の第 3 条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第 12 条に定めるところにより行わなければならない。
- 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

別紙様式第 3

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金申請取下げについて

年 月 日付 第 号で交付の申請を行った標記交付金の実施については、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる理由

別紙様式第4

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の変更交付申請について

年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により
変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

	変更前の額		変更後の額		変更額	
変更交付申請額	金	円	金	円	金	円
うち	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円
うち 都道府県事業	金	円	金	円	金	円
うち	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円
市町村事業	金	円	金	円	金	円
うち	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円

変更を必要とする理由

添付書類

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金所要額調（様式１－１）
- (2) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画総括表（様式１－２）
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票（様式２）
- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (5) こども家庭庁長官が都道府県知事へ最後に発出した交付決定通知書の写し

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の中止(廃止)承認申請について

年 月 日付け 番 号で交付決定のあった標記事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 既交付決定額

2 中止(廃止)を必要とする理由

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の事業遅延について

年 月 日付け 番 号で交付決定のあった事業に遅延等が生じたので、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 10 条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 自治体名

2 個別事業名

3 既交付決定額

4 支出済額

5 支出未済額

6 遅延理由及び発生年月日

【理由】

【発生年月日】

7 交付金事業の進捗状況(遅延に対して採った措置等)及び完了の予定

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金事業状況報告について

年 月 日付け 番 号をもって報告を求められた事業の遂行状況について、
下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の遂行状況(年 月 日現在)
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

(注) 1 「事業の遂行状況」については、本交付金の補助対象事業の実施状況のみの記入で差し支えない(既存事業や他の補助金等を活用した事業に関する状況の記入は要しない。)
2 記入しきれない場合は、別様式とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の事業実績報告について

年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績につ
いて、次の関係書類を添えて報告する。

	交付金 既交付決定額 (A)		交付金 受入済額 (B)		交付金額 (C)		精算額 (C－B)	
実績額 うち	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円
うち 都道府県事業 うち	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円
市町村事業 うち	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円

添付書類

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金精算書(様式1－1)
- (2) 地域少子化対策重点推進交付金実績報告総括表(様式1－2)
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金実績報告書個票(様式2)
- (4) 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (5) 都道府県知事が市町村長へ発出した額の確定通知書の写し
- (6) こども家庭庁長官が都道府県知事へ最後に発出した交付決定通知書の写し

地域少子化対策重点推進交付金(年度実施事業)精算書

都道府県名

自治体名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出額	算定基礎額	基準額	交付金所要額	交付金交付決定額	交付金受入済額	交付金額	精算額	備考
	A	B	C(A－B)	D	E	F	G	H	I	J	K(J－I)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 都道府県事業												
2. 市町村事業												
(1)												
(2)												
3. 合計												

(注) 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。
3 F欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
4 G欄には、E欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。都道府県又は市町村ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
5 J欄には、G欄とH欄を比較して少ない方の額を記入すること。
6 「備考」欄には、結婚新生活支援事業を実施した際には新規世帯数(年齢別内訳)、継続補助世帯数及び継続補助の対象経費を記入すること。
7 金額がない場合には「0」を記入すること。

地域少子化対策重点推進交付金(年度実施事業)実績報告総括表

都道府県名

実施自治体			個票番号	予算区分	事業一覧			補助率	所要額(円)		
自治体名	区分				事業メニュー	区分	関連事業メニュー	個別事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	対象経費支出額

(注) 1 都道府県事業及び市町村事業について全て記入すること。
2 「事業一覧」の個別事業名欄には、各事業の実施計画書に記入した個別事業名を記入すること。

地域少子化対策重点推進交付金 実績報告書 個票

自治体名

本事業の担当部局名

事業メニュー					
区分					
関連事業メニュー					
個別事業名				新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	
実施期間		～		事業開始年度	
総事業費(A)(円)		寄付金その他の収入額(B)(円)		差引額(A-B)(円)	
申請時の対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額		確定した対象経費支出額(円) ※補助率を乗じる前の額			
費用内訳 (円)					
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け		＜自治体における少子化対策の全体像＞※全事業共通			
		＜本個別事業の位置付け＞			
個別事業の内容					
変更理由記入欄 (実施計画書と比較して著 しく増減した費目がある場 合や事業間流用がある場 合などの理由)					

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

地域少子化対策重点推進交付金の額の確定について(通知)

年 月 日付け 番 号をもって実績報告の提出があった標記交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定に基づき、交付すべき交付金の額を確定したので、同条の規定に基づき、通知する。

交付すべき交付金の額	金	円
うち	金	円
	金	円
うち都道府県事業	金	円
うち	金	円
	金	円
市町村事業	金	円
うち	金	円
	金	円

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 番 号で額の確定の通知があった交付金について、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	交付金額の確定額 (年 月 日付け 番 号による交付すべき交付金の額)	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3－2)	金	円

(注) 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金概算払請求書

年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金について、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 15 条第2項の規定に基づき、下記のとおり概算払されるよう請求する。

記

年 月 日現在

	交付金 既交付決定額 (A)		交付金 受入済額 (B)		概算払請求額 (C)		残高 A－(B＋C)	
概算払請求額	金	円	金	円	金	円	金	円
うち	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円
うち 都道府県事業	金	円	金	円	金	円	金	円
うち	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円
市町村事業	金	円	金	円	金	円	金	円
うち	金	円	金	円	金	円	金	円
	金	円	金	円	金	円	金	円

事業完了予定年月日

別紙様式第12

地域少子化対策重点推進交付金調書

年度 所管

(地方公共団体名)

[illegible]

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。